鳥取県告示第517号

鳥取県統計条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

携帯電話販売店フィルタリングサービス実態調査

2 調査の目的

この調査は、青少年が有害情報に接する媒体となるおそれが強い携帯電話の販売実態を確認するため、事業者、販売店の所在地及び鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)等の法令で求められる青少年への販売時におけるフィルタリングサービスに関する説明等の実施状況を調査し、及びデータベース化することにより、青少年の健全育成に必要な環境浄化へ活用することを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内で携帯電話を販売している事業者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業者の属性
 - イ 携帯電話販売時のフィルタリング機能等に関する説明状況
 - ウ関連法令の認知度
 - エ フィルタリング機能普及に関する意識
 - (2) その基準となる期日又は期間 7に同じ。
- 5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

電話等により携帯電話の販売を行っていることが確認できた事業者を鳥取県職員が訪問し、調査票の内容について聴き取る方法で行う。

7 報告を求める期間

平成21年5月13日から同年6月26日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。